

仕 様 書

第1章 総則

1 業務名

吹田市立総合福祉会館 石綿含有調査業務

2 履行場所

吹田市立総合福祉会館

3 対象施設

吹田市立総合福祉会館 所在地：大阪府吹田市出口町19-2

4 業務概要

本業務は吹田市立総合福祉会館改修工事費の積算にあたり、改修範囲の市有建築物（工作物を含む）の石綿の使用の有無について調査することを目的とする。「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和6年2月改正（厚生労働省）」及び「アスベスト分析マニュアル【第2版】令和4年3月（厚生労働省）」に基づき、市有建築物（工作物を含む）全体の事前調査を行い、調査結果報告書を作成するものとする。

5 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日までとする。なお、速報については結果が分かり次第、電子メール等で報告すること。

6 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たり労働安全衛生法、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例その他の関係法令及び条例等を遵守し、円滑な遂行を図ること。

関係法令及びマニュアルについては、適宜、最新の法改正等の状況にのっとり、条文を読み替えて適正に業務にあたること。

7 業務上の注意

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり関係者と協議し、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
- (2) 業務使用機材（機器・備品等）、関係消耗品及び一般消耗品に係る費用は受注者の負担とする。
- (3) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の備品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに本市担当者に報告し、その指示に従い修復すること。
- (4) 業務の実施に伴って発生する廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。また、廃棄物処理に要する費用は受注者の負担とする。

- (5) 本仕様書に定める事項について、現状に差異が生じた場合には、現状を優先するものとし、市担当者との調整のうえ対応するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本市担当者との協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出すること。
- (7) 本業務で知り得た事項及び関連資料を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 調査結果については、本市担当者への十分な説明を行うこと。
- (9) 施設への立入りに際しては、社名等の入った名札を着用するとともに、本市担当者へ連絡すること。なお、施設敷地内については、全面禁煙となっているので、周知徹底すること。
- (10) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、本市担当者との協議を行うこと。

第2章 一般事項

1 現場責任者

- (1) 現場責任者は、業務全般の責任を負うこと。
- (2) 現場責任者は、業務中の安全衛生管理に十分留意し、事故のないように注意すること。
- (3) 現場責任者は、常に所在を明らかにし、連絡がとれるようにすること。

2 業務の日程

調査日は、事前に担当者との打合せを行い、施設運営に支障のないよう配慮すること。また、業務を履行するに当たって、現場責任者届及び業務工程予定表（各様式は任意とする）を作成し発注者の承認を得ること。なお、やむを得ず日程の変更をしなければならない場合には速やかに発注者へ報告し承認を得ること。

3 業務中の事故

業務に関連して事故が発生した場合には、直ちに発注者へ連絡するとともに、事故報告書の提出を行うこと。

第3章 業務内容

1 資料調査（一次スクリーニング）

建築年次、構造、既存の設計図等により、石綿の使用の有無についてレベル1から3を対象とし調査を行うこと。

2 目視調査（二次スクリーニング）

石綿を含有する建材等（内装壁の仕上げ塗材等の含有する可能性がある建材等を含む）の使用の有無についてレベル1から3を対象とし、現場において改修範囲を目視により調査すること。

3 調査結果報告書作成

以下の①～④の内容が分かる診断報告書（『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和6年2月改正（厚生労働省）』で示された事前調査結果

報告書の例に準ずる様式)を作成し、原本1部、写し2部のほか電子記録媒体にて提出する。

別添する「アスベスト有無に関する調査 詳細表」の提出は必須とする。

- ① 調査箇所、調査対象建材及び石綿含有の有無
- ② 調査箇所が分かる図面及び写真
- ③ 石綿含有の有無を判断した根拠
- ④ 石綿含有の有無について判定できない箇所について、試料採取等対象物質ごとの試料採取位置を示した試料採取地点図とともに分析調査の計画
- ⑤ その他担当者が指示するもの

以上